

受援計画

概要版



1 橋本市受援計画とは

1-1 計画の趣旨・目的

令和6年能登半島地震をはじめ過去の大規模災害では、全国から多くの支援活動団体等が被災地に集まった一方で、受け入れ側の体制が整っておらず「多様な支援を災害応急活動等に活かすきれない」といった課題がありました。

このような事態を避けるため、「橋本市業務継続計画」を補完しながら、本市が主体となって外部からの応援を円滑に受け入れ、本市職員と応援職員が連携し、災害応急対策、災害復旧・復興に取り組んでいけるよう「橋本市受援計画」を策定しました。

1-2 計画の構成

橋本市受援計画

- 第1章 総論
- 第2章 受援体制
- 第3章 人的支援の受け入れ
- 第4章 物的支援の受け入れ
- 第5章 受援力の向上
- 様式編 応援要請書など
- 資料編 受援業務シート、防災協定一覧など

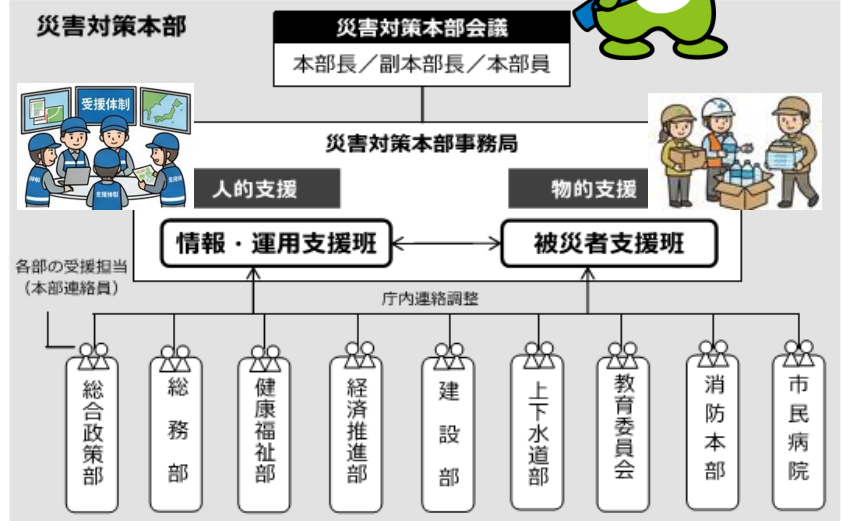


多様な支援活動を円滑に受け入れ
住民を災害から守る計画です

2 本市の受援体制



- 人的支援については『情報・運用支援班』、物的支援については『被災者支援班』が中心となり、受援に関する全体把握、庁内・外部調整等を実施します。
- 応援元としては、和歌山県や関西広域連合、自衛隊、他の自治体のほか、市と災害時の協定を結んでいる団体などを想定しています。



<災害対策本部における受援体制>

参考 受援計画を策定すると・・・

受援計画を策定すると、市職員による災害対応だけでなく、外部からの応援を円滑に受け入れ、市民への対応もより円滑に行うことが可能となります。

市の災害対応体制の比較

受援計画がある場合	<p>到着した外部からの支援（自衛隊、他自治体、NGO等）を円滑に迎え入れ活動を開始！</p>	<p>他自治体の職員も手伝ってくれて、手続きも物資の受け取りもスムーズ！</p>	<p>外部からの支援が計画的に管理されて助かる！</p>
受援計画がない場合	<p>外部からの支援をどう受け入れればいいのか分からない…</p> <p>受け入れ体制が整っておらず、外部機関との調整で混乱…</p>	<p>受付の人数が少なく、市民が並んでいる…手続きも物資の受け取りも時間がかかっています。</p>	<p>支援物資はありがたいが、どこから手を付ければいいのか…整理整頓がまったく追いつかない！</p>

橋本市受援計画 概要版 令和8年3月 発行
 橋本市 危機管理室
 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
 TEL：0736-33-1111（代表）
 【危機管理室ホームページ】



橋本市
HASHIMOTO CITY

橋本市 危機管理室 検索